

季節労働者登録事業

登録
受付中

◎登録することにより、
当協議会が実施する
講習会やセミナーを
受講することができます。

無料

◎登録された方に、当協議会
より講習会・セミナーの開
催案内や求人情報などを送
付します。



季節労働者スキルアップ事業

◎建設作業現場等で必要な安全
教育として労働安全衛生
法で義務づけられている特
別教育・安全衛生教育の講習
を実施します。

無料

講習名	受講 可能数
<ul style="list-style-type: none"> ■フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 ■刈払機取扱作業安全衛生教育 ■高所作業車の運転業務特別教育 	すべて

【実施予定】 令和6年2月～3月

令和5年度
厚生労働省委託
通年雇用促進支援事業

皆さまへ 季節労働者の

※当協議会事業をご利用（講習会・セミナー等を受講）の際は、裏面の書類の提出が必要となります。
※詳しくは当協議会までお問合せください。

季節労働者向け情報提供事業

◎当協議会ホームページにて当
協議会の各事業情報や求人
情報を公開し、登録季節労働者
へのリーフレット配布
等により、各種事業に
ついて周知します。



無料

資格取得支援事業

無料

◎資格取得による技術向上を図
る季節労働者の通年雇用化を
促進するために講習を実施します。

講習名	受講 可能数
<ul style="list-style-type: none"> ■車両系建設機械（整地等） ■車両系建設機械（解体用） ■小型移動式クレーン ■玉掛け ■フォークリフト ■ショベルローダー等 ■高所作業車 ■不整地運搬車 ■ガス溶接 	いずれか 1講習
<ul style="list-style-type: none"> ■足場の組立て等作業主任者 ■地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 ■型枠支保工の組立て等作業主任者 	いずれか 1講習
<ul style="list-style-type: none"> ■有機溶剤作業主任者 ■水中ドローン （日本水中ドローン協会認定） ■2級土木施工管理技士養成講習 	すべて

【実施予定】
令和5年4月～令和6年3月

季節労働者資格取得支援事業（資格取得経費への助成）

◎資格取得による技術向上を図る季節労働者の通年雇用化を促進するために、取得経費の一部を助成します。
但し、助成総額が事業予算に達し次第、終了となります。

◎事前相談及び受講前の申請が必要となります。

◎助成額は、入学料及び受講料（検定料は対象外）の4割
（上限12万円）となります。

□助成額の例 講習料金22万円の資格取得の場合 助成額は8万8千円

【実施予定】 令和5年4月～令和6年3月



講習会・セミナー等 受講申込み要件・申込み方法

受講対象者

- ◎ 釧路管内に住民登録されている、資格取得を通じて**年間雇用を目指す季節労働者**で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方。
 - (1) 雇用保険の種類が「**短期雇用特例被保険者**」として、現在雇用されている方。
 - (2) 現在離職中で、前職において雇用保険の種類が「**短期雇用特例被保険者**」であった方。
 - (3) 現在離職中で、前職の雇用保険の種類が「**一般被保険者**」であったがその受給資格を有せず、かつ、前々職において雇用保険の種類が「**短期雇用特例被保険者**」であった方。
 - ※(2)は前職を、(3)は前々職を**令和4年4月1日以降**に離職した方。
- ◎ 下記の①～③に該当する**必要書類**を持参の上、当協議会までお越しください。

現在



※ **現在離職中の方**で、最後に季節雇用を離職した日が、**令和4年3月31日以前**の方は対象となりません。
 ※ 利用条件、必要書類等についてご不明な点は当協議会にお問合わせください。
 ※ お預かりした個人情報、「個人情報の保護に関する法律」により、本事業の目的以外に利用しません。

必要書類見本

A 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (被保険者通知用)

この数字が2または3の方

B 特例受給資格者失業認定申告書 又は 雇用保険特例受給資格者証

C 雇用保険被保険者 離職票1・2